

## 岡本の国会での質問

162-衆-農林水産委員会-8号 平成17年04月07日

○山岡委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。連日、質問に立たせていただく榮譽を大変光榮に思っております。

さて、本日は一般質疑でございますので、諸般にわたる農林水産政策に関する質問をさせていただきたいと思っております。

まずは最初に、昨年法改正をされまして、今、農業の現場において農家の方が頼りとしている普及員制度、普及職員がどのような現地活動を行っているか。特に今、農家の方、いろいろな情報を求めてみえる中で、実際に情報をいただく重要なソースの一つとして、普及員の方を頼りにされています。こういった現状の中で、今後、どのように農家の方に情報提供をしていき、そして普及員の方の活動をどのように高めていく御所存か、お伺いをいたしたいと思っております。

○須賀田政府参考人 農業生産、食料供給力の三要素の農地、水、人とともに、技術というのがございます、この技術、新技術と農家を結ぶ仲介機能を普及員が果たしているということでございます。

ただ最近、行政組織のスリム化、効率化、最近では三位一体、こういうことが求められまして、私どもとしては大変厳しい状況に置かれているわけでございますけれども、依然、試験場と農家の現場を結ぶ普及活動の機能というのは重要な役割があるというふうに私どもは思っております、この普及指導のスペシャリストとしての機能を質的に向上させたいということで、二つの点に重点的に取り組みたいというふうに思っております。一つは、最先端の革新的技術を普及員に身につけていただきたい。それから、やはり現場での指導能力というんでしょうか現場経験というものを非常に大事にしてほしい。この二点を通じまして、普及員の現場での技術指導能力の向上というものを図るべく支援をしていきたいと思っております。

○岡本(充)委員 普及技術の向上というか、その技術を伝えるだけじゃなくて、情報を伝えるという意味においては、ある程度の頻度をもってやはり普及員の方に現場に足を運んでもらわなければいけない。人数を減らしていくのであれば、より効率的に回っていただかなきゃいけないわけですね。

農林水産省としていろいろ政策を立てられる、こういった中で、現場で実際に農業に携わられるこういった方とともに、農作業をどのくらい省庁の皆さん方がやってみえるのか、私は常々疑問に思っておるわけです。

きょうここには、小林官房長、中川消費・安全局長、須賀田経営局長、まあ、技術系の方は行かれていますでしょうけれども、このお三方は、最近、農業を実際にやられたことがあるか、それぞれお答えをいただきたいと思っております。

○小林政府参考人 私、長野県の農家の出身でございまして、高校までは農作業をやっておりました。それ以降はなかなかチャンスがございませんが、ただ、今先生御指摘のように、我々は、常日ごろ、農村の現場、農家の作業状況、やはりこれをきちんと身につけた形で施策の推進に努めた方が望ましいわけで、若い職員、こういった人たちには、例えば二年目に、農村派遣研修と称して、サラリーマンの子供であっても農家で現実に働いてもらうというようなこともしながらやっています。

それから、我々は、出張等で現場に赴きまして、できるだけ現場の農家の皆さんの声も聞きたい

と思っていますが、私は今、官房長という仕事柄、余りできないので、できるだけいろいろなことを耳にしたいと思っていますところでございます。

○中川政府参考人 私の個人的な体験としましては、もともと和歌山県の有田郡という農村地帯の生まれでございますし、小さいときにはみずから手で田植えをした、そういう経験もございます。

先ほど官房長からお答えのありましたように、農林水産省に入省しましてから二年目でございますけれども、一カ月間農家に、農村派遣研修ということで実際の作業体験もいたしたところでございます。

最近ではなかなか直接農業体験をするという機会はありませんけれども、食の安全、安心の政策を遂行するに当たりまして、やはり、生産現場の実態をよく知っているということは大変大事な点だというふうに日ごろから思っているところでございます。

○須賀田政府参考人 私も、愛媛の出身でございますけれども、高校を卒業するまでは、小さいですけども田んぼがございましたので農作業をしておりました。農地も大分売りましたけれども、今は出し手になっております。

ただ、農林省に入りまして以降、出張等で見ますに、技術が格段に進歩いたしまして、とても現時点では自分で農作業などはできないような技術の発展でございますので、できるだけ内容を把握して、指導に遺憾なきを期したいというふうに思っているところでございます。

○岡本(充)委員 三人の中枢にかかわる方にそれぞれ御答弁いただいたわけでございますけれども、それぞれ皆様方、大分長らく農業から離れてみえるような現状でございました。

ぜひ、農家の方からの声としては、いろいろ意見交換もしてみたい、中央にいる方ともお話ができる機会、例えば局長さんとまでは言わなくても、課長さんや課長補佐さんに現地に出向いていただいて実際に作業してほしい、そういった思いを持ってみえるようでございます。ぜひそういった取り組みも考えていただきたい、そのようにお願いをさせていただきます。

さて、次からは、いただきましたこの資料、「食料・農業・農村基本計画」関係資料等を調査室からいただいたんですが、こちらの方、もちろん農林水産省が出どころになっておりますので、この内容について少し御質問させていただきたいと思っております。

この中には、十年先の農業のビジョンが書いてあります。十年先はこういったビジョンで農業はなるんだ、こういうことを書かれています。人間の寿命は十年よりもはるかに長いわけでございまして、もっと先の、日本の将来の農業像、日本の農家の方はどういうふうな将来像なのか、日本の国民の食生活はどういうふうな食生活となって、したがって、日本の農業のイメージですね、細かな数字までは決められないにしても、そういったものをぜひ書き示していただきたいなというふうにも思っております。

二十年先、三十年先についてどのように今農業政策、ビジョンを持っておられるのか、お聞かせをいただけますでしょうか。

○小林政府参考人 先生御指摘の長期ビジョンといいますが、十年先を含めた農政の方向、あり方、私ども、これはまさに平成十一年に制定されました現在の食料・農業・農村基本法、その内容そのものが一つの大きなビジョンであろうということになっておりまして、それまでの基本法はかつての農業基本法でございました。

今のは、まさに四つの理念がございまして、食料の安定供給の確保、それから多面的機能の発揮、こういった新しい観点が入っていますし、それから農業の持続的な発展とか農村の振興、この四つの理念が基本でございまして、それぞれについて各条文に施策の方向が書いてございます。二十年先か三十年先かということは別にいたしまして、これがとにかくこれからの食料・農業・農村政策を進めていく上で基本だというふうに位置づけております。

その中で、今般策定いたしました基本計画ですが、これはいわばそういった施策の方向なり具

体的な施策の実施プログラムの性格があるものですから、そういう意味で典型的なのが食料自給率目標でございますけれども、十年というところで一つの目標を立てて、それに必要な、今回は基本計画以外にも工程表をつくりましたけれども、そういうものを積み重ねてそれを目指していく、そういった役割分担になっているというふうに理解しております、私ども、基本は、まさに基本法の理念、施策方向、それを頭に置きながら、この基本計画に根ざして具体的な政策を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

○岡本(充)委員 次に、個別のことを伺いたいと思います。

日本の食料自給率の話題になるわけでございますが、日本の食料自給率がなかなか上がってこない中で、幾つか要因が言われております。日本人の食生活が変わったからだとか、それから、例えば小麦に関して言えば、ニーズに合った品種の小麦の改良がなかなかできないんだ、こういうような話が出ています。五年前に出された同様のプランでもこの技術開発の問題が出ていたわけございまして、本日は農林水産技術会議の事務局長さんにも来ていただいておりますので、この小麦について、時間がないので、ちょっと聞きたいです、今後何年をめどに私は日本産のスパゲッティが食べられるのでしょうか。ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

○西川政府参考人 スパゲッティがいつ食べられるかという御質問でございますけれども、日本国の麦というのは通常、めん用ということが主体でございます。スパゲッティというのは、これは非常にたんぱく含量の極めて高い、世界的に見ても限られた地域でしかつくれない、そういうものでございます。

ただ、私ども、小麦の品種開発におきましても、パン用の小麦、これはたんぱく含量が高いわけございまして、これについては、従来、北海道の春まき小麦ということで、一部でしかつくれなかったものを、北海道から九州まで、それもなおかつ、春に植えますものですから非常に気象災害を受けて単収が低い、そういう欠点をなくすために、秋にまいて、夏、秋に、九州では梅雨前に刈りますけれども、そういう麦も開発したということで、高プロテイン化というのを着実に進めております。

また、ここ二年ほど前に、遺伝子マーカーということで、製パンに関するマーカーなども発見しております、これを使えば、さらに強力にその辺のところは進むんだろうというふうに考えています。

研究者と話しておりますと、最終的には国産スパゲッティができる小麦開発をするんだという意識を持っておりますが、現在の十年後の計画の中ではそこまではいっていないけれども、パン用についてはしっかりとやっていると。一部は、スパゲッティ、加工技術でできるんじゃないかという気はいたしておりますけれども、現在、十年後に必ず食べさせろという、わかりましたという段階にはないということでございます。

○岡本(充)委員 技術開発の進歩で、難しいと言われていたことがかなり乗り越えられてきております。パンについても、私も一部出回っておるのをいただいたことがあります、確かに国産以外の小麦でつくったパンとはまだ残念ながら差があるのも事実です。

十年後に、一部、スパゲッティが食べられるんじゃないか、もしくは十年後にはパンが国産小麦でつくれるようになっていて、ある程度安定供給ができるんだ、こういうような解釈で理解させていただいてよろしいわけですね。うなずいていただければいいです。うなずいていただきましたので、そのように期待をさせていただきたいと思います。

そして、この技術開発、これは大臣、ぜひ農林水産省としても力を入れていただきたい。いろいろな意味合いで言うのもなんですけれども、日本は概して理系の方は非常に黙々と黙って研究をされています。そして、それに対しての評価というのは、結果で求められるのですけれども、非常に厳しい世界で頑張ってみえます。農林水産省には技官の方もたくさんみえる。そして、そういうことをよくよく理解をされている方が多いと思いますけれども、そういった技術開発の分野にも光を当てていただいて、そしてさらなる技術革新に向けて御決意をいただきたいと思います。

○島村国務大臣 これからの時代に向かって、日本の国の新しい前進、発展を図っていくとなれば、当然、技術革新がその前提となるべきところでありまして、今、お認めを願ったと思いますが、イネゲノムの研究にしてもあるいはバイオマスの研究にしても、私たちの想像を超える研究についての前進が着々と築かれているように思います。

当然のことに、そのことは国の運命にもかかわることでもありますから、ぜひ委員皆さんの御理解も御協力も得ながら、可能な限りこれを進めるために私たちは努力をしていきたい、こう思います。

○岡本(充)委員 ありがとうございます。

さて、続いて、十年後の食生活のあり方について少しお伺いをしたいと思います。

きょうは厚生労働省の方にも来ていただいておりますけれども、今、食料自給率が下がってきた要因の一つに、日本の食生活が変わってきたということを指摘させていただきました。肉食がふえてきた、その結果、食料自給率も減ってきた、それに合わせて、今は生活習慣病と名前を変えましたが、残念ながら今の日本の病気の実態も変わってきている、こういう現状があります。

そういった中で、今回の食料・農業・農村基本計画の中で示されている十年後の日本の食生活のプランについて、厚生労働省としては農林水産省とどういった打ち合わせをされ、そして、特に肉に関して言えば、今後とも消費を伸ばしていくということについては、厚生労働省の考えている野菜をいっぱい食べよう、こういった考え方と相矛盾するのではないかと、こう思うわけなんですけれども、それについてはどのように御理解をされているのでしょうか。

○田中政府参考人 まず、結論から申しますと、この基本計画を定めるに当たりまして、私ども、健康日本21の情報を提供する、あるいは策定のプロセスで事前協議もいただいているところでございます。

委員御指摘の健康日本21でございますけれども、栄養食生活というのが大きな柱の一つになっております。具体的には、一日当たり、野菜の摂取量を三百五十グラムにふやせ、あるいは脂肪エネルギー比率を二五%以下に減少させる等、二〇一〇年に向けた目標値が定められているところでございます。この計画の「望ましい食料消費の姿」、こういうところを見てみますと、私どもの生活習慣病対策の観点から推進しております健康日本21の数値を参考にした目標設定がされているというふうに理解しているところでございます。

○岡本(充)委員 いや、健康日本21というのは私も拝見させていただきましたけれども、その中では、今言われたように、野菜の消費、そして当然トータルのカロリー摂取の問題も指摘をされているわけですが、そういった意味で考えると、これは将来的にはできれば昔の日本の食生活を取り戻したいというビジョンなのかなと私は理解したわけなんです、かつての日本の食生活を。

そういうふうに理解をしていたにもかかわらず、農林水産省の出されたこの食料自給率の計算のもとになっておるのは、残念ながら、現状追認の中でどのように食料自給率を高めるかということになっているということは、私は矛盾しているのではないかと、いうふうにも思っているわけなんです。これは、ちょっと時間の関係上、指摘にとどめさせていただきます、続いて今度は担い手の問題を取り上げたいと思います。

強い担い手を育てるんだ、プロ農家だ、こういう話でございますけれども、担い手を強くしていくためには、一つ、農地の利用集積があります。

利用集積という言葉は、聞こえはいいんですけれども、非常に難しい側面を持っております。地形的に難しい、こういったところはなかなか利用集積が進まないと思います。私の地元なんかでも、農地を集積したいと思っても、既に構造物ができていたり、そしてまた、残念ながら、地理的に川が流れていたり用水路が流れていたりして、難しいような地域も多うございます。農林水産省は、

農地がある程度集積した、規模要件による新しい補助金を考えているやにも聞いておりますけれども、こういった規模要件一つだけを要因にすると、漏れてしまう農家がたくさん出る。利用集積の難しい地域、法人化をするんだといっても、残念ながら、そう簡単に進められるものではありません。そういった意味で、これは時間の関係上、指摘にさせていただきますけれども、農家の方にもぜひ配慮をしていただいた今後の農業所得のあり方、ビジョンを私は示していただきたいと思います。

そして、ここからは質問させていただきたいんですが、利用集積を進めていく。そして、今の話で、先ほど松木先生の質問にもありましたけれども、今農家の方が百九十三万戸、そして二十七年には二百十から二百五十万戸にする。逆にふえるぐらいの話なんです。その一方で、強い農家、プロ農家は、家族だと三十三から三十七万戸だ、そして、二万経営体だと、こういった数字を示されました。他産業並みの所得が得られる方がそのくらいになるんだ、こういう話をされました。

利用集積を図っていくという話と、農家の数がふえてくるという話とでは、結論として何か矛盾するようにも私には聞こえるんですが、これは、農地を集積していくにもかかわらず、新しい農家がどんどんふえるというふうに考えるんですか、百九十三万から二百十から二百五十万戸になるという話をされていたのは、どういうことなんでしょうか。

○須賀田政府参考人 総農家数でいきますと、平成十六年は二百九十三万戸です。

○岡本(充)委員 済みません。私が聞き間違えました。やはりそうですよね。三百万戸だと思っていたのに、今百九十三万戸と聞こえたものですから、聞かせていただきました。

では、ここから私の昨日通告した質問になるわけですが、二百九十三万戸から二百十万戸まで減る。残りの農家、この方々はこういった形で所得を得ていくのか、それはどういうところで雇用を吸収するのか、私はお示しをいただきたいと思います。

○須賀田政府参考人 農家を分けますと、主業農家、それから、副業とか準主業があるんですけども、その他の、販売農家、自給的農家、土地持ち非農家、こういうふうに分かれるわけでございます。

総農家数でいきまして、二百九十三万戸が二百十から二百五十万になる。その差はどこに生じてくるかという、やはり土地持ち非農家です。要するに、土地は、農地は持っておりますけれども、それを全部人に貸して、自分は他の職業につくといわれる方がふえていくのではないかというふうに見通しているわけでございます。

これは過去の趨勢等から見通したわけでございまして、他産業に従事する、あるいは生きがいの、高齢農家として生きがいの農業をちょっとやる、こういう方々がふえていくというふうに見通しております。

○岡本(充)委員 局長、二百九十三万戸から二百五十万戸でも、残りは四十三万戸。残りの五十万戸近い世帯がすべてが土地持ち非農家になるんですか。そうじゃないですか。先ほど局長が、自分も出し手になっちゃったという話をされましたが、そういう方もふえる。局長のように大出世をされる方もいらっしゃるかもしれませんが。

そういった意味で、私は、土地持ち非農家だけではなくて、出し手になった方、農地を売ってしまった方の就業先というのをある程度見通していただかないといけないんじゃないかという指摘なんです。簡潔でいいから、答えていただけませんか。

○須賀田政府参考人 私どもは、現在の農家の方が、他産業のどういう職業につかれて、どういう所得が得られるかというところまではなかなか見通すことはできないわけでございまして、そのところはやはり過去からの趨勢、総農家数がだんだん減っていった、その構成の中で自給的農家だとかあるいは土地持ち非農家だとかがふえている、そういう過去の趨勢を見ながら展望していくという方途をたどったわけでございます。

○岡本(充)委員 明確なプランがないとおっしゃっていただければいいわけなんですけれども。

私は、この五十万戸の農家、今は農家で二十七年には農林水産省が農家になっていないという、この五十万戸の世帯についてもぜひ配慮をしていただきたい。そして、ビジョンをお示しいただければ、なお一層ありがたいと思います。

さて、ここからはまた話を変えて、牛の月齢判別に関する検討会の結果について、少し御質問をさせていただきたいと思います。

アメリカから出されました資料、いろいろあるわけですが、その中で、今回、牛の月齢判別に関しましては、ファイナル・レポート・ツー・ザ・ガバメント・オブ・ジャパン、二〇〇五年一月十九日の日付になっております、この資料をもとに検討会で討議もされております。

まず、そもそもなぜこのレポートを食品安全委員会にかけることなく、新たな検討会を設置して、そこでの討議としたのか、私は知りたいと思います。簡潔にお答えください。

○中川政府参考人 お答え申し上げます。

やや経緯にわたりますので、簡潔にという御要望でありますけれども、少し丁寧にお話ししないとかって誤解を招くことになりますので、お許しをいただきたいというふうに思います。

アメリカから輸入を再開いたします際の牛肉の条件でありますけれども、これは、何よりも安全性を確保するために、我が国と同等の措置を要求するという基本方針で協議に臨んできたところでございます。

そして、具体的な要素としては、特定危険部位を全月齢のものから取るということと、それから二十カ月以下の牛からつくられるといえますか、由来する牛肉であるという、二つのことをきちっと担保していくということで、アメリカと基本的な大枠について意見の、といえますか、認識の一致を見た、これが十月の局長級協議の概要でございます。

その際に、二十カ月をどう確認するかということでありますけれども、一つは、生産記録などの書面によって確認する。これは、私どももそういう方法はあり得ると思いました。もう一つは、アメリカから強く要求をされましたのが、枝肉の成熟度によって月齢がわかるんだということであります。この点については、私ども、その時点で十分な知見がありませんでした。アメリカ側は、その都度特別研究をしてその結果を出すということを向こうが言ったわけであります。私どももそうした特別研究の結果についてきちっと判断をする必要がございますが、その時点では十分な知見が日本側にありません。

そこで、日本の専門家の、解剖学ですとか肉の格付ですとか、あるいは統計の専門家、そういう方々に集まっていただいて検討会を立ち上げて、それでアメリカから出されるいろいろなデータについて、こういった専門家の方々に検討していただく。これは、いわば二十カ月をどう見るか、どういうふうに判別をするかという技術的なことでございますので、今申し上げたような、日本の専門家の方々に集まっていただいて、検討したというのが経緯でございます。

○岡本(充)委員 局長、なぜ食品安全委員会ではだめなのかということについてはお答えいただいていると思うんですけれども。

これは食の安全にかかわることでもありますし、もしこれを採択するというのであれば、これがすなわち、今後の輸入牛肉の判別材料の一つになるわけですから、当然これは食品安全委員会への諮問に付されるということと理解してよろしいのか。簡潔に。

○中川政府参考人 食品安全委員会に諮問いたします際の具体的内容は今検討中でございますけれども、ポイントは、アメリカから入ってくる牛肉の安全性について食品安全委員会でも審議をいただく、諮問をするということでございます。

その際に、当然、今議論になっております二十カ月齢をどう判断するか、そういった問題へのアメリカ側の検討の結果、それから日本の専門家によります月齢判別検討会の取りまとめの結果、こ

ういったものは食品安全委員会で審議をされます際の資料として提出をいたしたいというふうに思っております。

○岡本(充)委員 これも検討に付されるということでございますので、その内容についてはきょういろいろ聞こうと思いましたが、時間がありませんので。

この中で、科学的に考えて、私は幾つか矛盾点があると思っています。局長には質問通告で多分届いていると思っておりますけれども、こういった、矛盾点、そしてまた、残念ながら科学的なデータと認めるに難しい点については、そういったことを踏まえていただいて、ぜひ考えていただきたいと思っています。内容の詳細は、また機会を改めて質問させていただきます。

さて、大臣、先日、アメリカから、二〇〇五年度版の外国貿易障壁報告書というのが出ました。もう恐らくお読みになられたんだろーと思いますけれども。新聞報道では、この中でアメリカは物すごいプレッシャーを日本にかけてきているんだというようなニュアンスの報道がなされておりましたけれども、実体をこうやって見させていただくと、実は、牛肉についてはわずか半ページなんですよね、かなりの分厚さがあるものの中で。その一方で、大臣、読まれましたか、日本郵政公社の部分。読まれましたですか。

○島村国務大臣 存じません。

○岡本(充)委員 そこは四ページぐらいにわたって、もう個別に細かく、具体的に記載が載っています。それに比べて、ビーフはわずかに半ページ。そしてその中でも、実はそれほど強い表現ではなくて、確かに継続的にプレスをかけていくという話は載っていますけれども、それほど子細な表現にはなっていないということを指摘させていただきたいと思います。

広く国民の皆様方は、これが通商問題になるのではないかということに危惧されている向きがあるやに聞いておりますけれども、そのような認識ではないということによろしいわけですね。

○島村国務大臣 御指摘のとおり、三月末に公表されました米国の外国貿易障壁報告書では、米国産牛肉の対日輸出問題を最重要課題と位置づけるとともに、米政府は輸入再開まであらゆるレベルを通じて圧力をかけていくと強調されておりますものの、私たちが一番恐れている、恐れているといえば言葉はおかしいんですけども、やはりこういうものを通商問題その他に発展させては余りよくない、やはり我々は、誠意ある検討をしているということに向こうによく知ってもらふ必要がある。私はそのことに努めてきたつもりではありますが、少しく、そういう意思が向こうに伝わっているのかな、そんなふうにいるところでもあります。

いずれにいたしましても、私たちは、米国産牛肉の輸入再開については、再三申し上げたように、科学に基づき、食の安全、安心の確保を大前提に消費者の理解を得ながら進めていく、これを基本といたしております。

このため、米国産牛肉の輸入については、国内措置の見直しについての食品安全委員会の答申を受けた後に消費者の方々などと意見交換を行いまして、その上で同委員会に改めてその安全性について諮問する等々、決められたルールをきちんと踏んで結論に至る、こういう考え方に立っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○岡本(充)委員 そういった中で、国内の安全対策、いろいろとられています。きょうは、松木委員からも質問がありました、輸血の話をしささせていただきますと思います。

幾つか質問通告はさせていただいたんですが、既に厚生労働省さんの方から、日本で二月に亡くなられた変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の患者さんはイギリスで感染したのが有力だとはいいながら、日本で感染したわけではないとはいえないという意味の答弁をいただいております。それは私も事実だと思います。

そういった中で、今回、実はきのうの毎日新聞の夕刊一面に「輸血血液 大幅不足 「A」「O」は

特に深刻」、こういうふうに出ました。私は読ませていただいておって、献血事業に対して誤解を生じたり、また、実際に混乱を生じるようなこれまでの報道、報道だけじゃないですね、結局プレスリリースがあるわけですから、そういう情報の流れがあったのではないかと感じております。

具体的には献血制限ですね。献血制限のあり方について、先にアドバルーンをぼんと上げて、英仏一日でも行ったら、皆さん、献血できませんよなんということを言って、日本は安全策をとったかのような話をしておきながら、実は献血は今でもできる、これはすごく誤解を与えました。

実際に、これまでもいろいろな制限があったわけです。もちろん、問診票の裏をごらんになられたことがあると思いますが、献血をするドナーさんの問診票の裏にはいろいろな質問項目が載っています。この項目の中に、もちろん、ヨーロッパへの渡航の長さによっては、場合によってはできないという旨のこと、六カ月以上という記載ですけれども、書いてあります。この国とこの国とこの国はだめだよと書いてある。その中で、今度から一日以上という話が出たんだと思えば、ほとんどの献血者の方はこれはだめだと思いに決まっているわけなんですね、こういう話が新聞に出れば、そして、必然的に今、献血をする方が減っているというんですね。

こういった、英仏一日以上行った人献血はできないよという、今回のこういう情報の流し方というのは、残念ながら、ちょっと先走ったのではないかというふうにも思うんですけども、これについてはどのように考えていますか。

○黒川政府参考人 お答え申し上げます。

去る三月七日のクロイツフェルト・ヤコブ病等委員会において、国内初のvCJD患者の発生原因といたしまして、短期間の英国滞在時の暴露の可能性が最も高い説明力を有するけれども、例えばフランスにおける暴露の可能性を完全に否定するものではないというような報告を受けております。

この報告を踏まえまして、同日開催された薬事・食品衛生審議会血液事業部会運営委員会において、予防的観点から、一九八〇年から一九九六年の間に英国またはフランスに一日以上滞在していた方々の献血を、当面、暫定的に制限する方針が示され、これとともに、日本赤十字社において、血液製剤の安定供給に与える影響調査を進めること、こうなったわけでありまして。

その後、日本赤十字社の調査を受けまして、三月三十一日の運営委員会等において、この方針どおり実施すれば五・五%の献血者数の減少が予想され、血液製剤の供給に影響を及ぼしかねないと判断されたところをございまして、このため、英国、フランスに対する当初の方針は維持しつつ、フランスについては新たな献血推進策による在庫水準の状況を見ながら慎重に検討してまいりたいと、実施していくことになったわけでありまして。

なお、献血につきましては、四月一日でございますけれども、厚生労働大臣を本部長とする献血推進本部を設置いたしまして、新たな献血推進策を強力に進めていくこととしておりまして、今後、献血者の確保に向けて、国民に広く呼びかけていく中で、今回の方針についても御理解をいただくよう配慮してまいりたいと考えております。

○岡本(充)委員 黒川審議官はきのうのこの毎日新聞の夕刊、読まれました。そうしたら、読まれて御存じだと思いますけれども、ここに書いてあるような、大幅不足ということは本当に事実なんですか。

○黒川政府参考人 お答え申し上げます。

献血につきましては、例えば季節的な要因、それから、型によって、例えば、新聞にも記載がございましたけれども、不足の程度あるいは余裕の程度が違うわけでありまして、三月三十一日現在の在庫を見ますと、適正在庫、これは安定的に供給ができる在庫数で、三日分でございますけれども、その七三%でございます。これは、例えば仮に大規模災害が発生し、大量出血者が多数見られた場合などでは供給に支障が出るおそれがある、そういった水準ではございますが、一応、三日の水準ということで、それに対して七三%ということになっておるわけでありまして。



今後、英国滞在者に対して新たに制限をした場合、三・六%さらに減少するということでございますが、一層厳しい状況となるわけでございますけれども、推進本部を設置いたしまして、献血御理解等を今後進めていきたいと思っております。

○岡本(充)委員 もう時間が来ちゃったので深く聞けないのが残念ですけれども。

結局、最初は一日でも行っちゃだめだ、一日でも行っている人はもう献血できないんだといって大きく減らしておいて、今度は大変足りないんだなどと、こういう新聞のプレスリリースをすると、献血者の方はどっちなんだというふうな形になってくる。

この中に書いてある話は日赤の方からの情報だというふうになっているけれども、この中には、冷静に、客観的に考えた場合には事実と異なるのではないかと思われるところが僕はあると思うんです。例えば、O型の血液はほかの血液型に今使われているというような記載がある。これはほとんど使われていないですよ。O型の血液をA型の人に入れるなどということは、今ほとんど行われていない。それが書かれていたり、私は、いろいろ、献血される方にきちっとした情報を提供して、冷静な対応をしていただいて、安定的な供給、これを目指していただきたいと思っております。

最後になりましたので、私、この質問をして終わりますけれども、適正な献血を、そして安定的な供給を今後とも行っていただきたい、それを申し添えて、私の質問を終わりたいと思っております。